

内子町プレミアム付き商品券

7月15日(水)～申し込み受け付け開始

2,000円
お得

内子町と内子町商工会は1万円で1万2,000円分の買い物ができる「内子わくわく商品券」を販売します。購入は往復はがきでの申し込みが必要です。2,000円もお得な商品券を使って、内子町をもっと元気にしましょう。

【問い合わせ】内子町商工会 ☎0893(44)2166

商品券のイメージ

内子わくわく商品券の概要

内子町内にある取扱店で使える商品券です。「内子わくわく商品券取扱店」の目印がある店舗などでご使用ください。

●商品券の内容

1セット1万円(1,000円券×12枚)。額面未満の商品を購入した場合は釣り銭が出ません。
※1人3セットまで購入可能です。

●対象

内子町に住民登録がある人

●商品券使用期間

9月1日(火)～12月31日(木)

※ビール券やプリペイドカードなど換金性の高い商品の購入など、商品券が利用できない場合があります。

申し込みは「往復はがき」で

同商品券の購入を希望する人は、7月15日(水)～31日(金)に、往復はがきで申し込んでください。応募は1人につき1枚です。

※応募者多数の場合は抽選となります。

※抽選の結果や引き換え会場などの詳細は8月

下旬までに、返信はがきでお知らせします。

※当選はがきが引換券になります。購入時にご持参ください。

●引き換え期間

9月1日(火)～15日(火)

往復はがきの書き方

▲往復はがき・表面		▼往復はがき・裏面	
往信	〒791-3301 喜多郡内子町内子1502 内子町商工会 「内子わくわく商品券」係	返信	申し込みする人の ・郵便番号 ・住所 ・名前 申し込みする人の ・郵便番号 ・住所 ・名前 希望するセット数 (1人3セットまで)

関係者の声—voice—



内子町商工会長
つよし
酒口 強さん

みんなで町を盛り上げよう

参加店舗を充実すれば、商品券の販売数が増えると思うので、多くの店に参加をお願いします。商品券での買い物が楽しくなるよう各店で工夫して、一緒に町を盛り上げましょう。

地域の皆さんには、お得な商品券で買い物を楽しみながら、頑張っている商店街や店舗を応援してほしいですね。これを機に、ぜひ多くの店に足を運んでみてください。

参加店募集中／



内子町臨時職員を募集します



小田幼稚園



町内伝統文化施設

●採用職種・募集人員など

職種	募集予定人数	勤務場所	必要な資格など	賃金
幼稚園教諭	若干名	小田幼稚園	幼稚園教諭免許	(月額) 15万4,800円
伝統文化施設職員	若干名	町内伝統文化施設	パソコン(ワード・エクセルなど)が使用できること	(月額) 14万2,100円
事務職員	若干名	総務課(本庁)		(月額) 14万2,100円

●任用期間

▷幼稚園教諭・事務職員

10月1日～平成28年3月31日

▷伝統文化施設職員

7月1日～9月30日(勤務成績により更新可)

●応募資格

次の(1)・(2)の条件を満たす人

(1)27年4月1日現在の年齢が20歳以上59歳未満の人

(2)地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない人

●勤務条件

▷勤務時間：原則、午前8時30分～午後5時15分(7時間45分/日)。土・日曜日、祝日、年末年始は休み。

※ただし、勤務体制が異なる職場もあります。

▷休暇：有給休暇、特別休暇あり

▷手当など：期末手当、通勤手当などの各種手当、保険あり

●採用試験

▷選考日 6月21日(日)

▷場所 内子町役場

※都合により変更する場合があります。

※詳しくは、申込者に通知します。

●応募方法

次の書類を提出してください。

(1)申込書

※総務課、内子分庁、小田支所にあります。また内子町ホームページからもダウンロードできます。

(2)幼稚園教諭は免許の写し

●応募受付期間

6月4日(木)～17日(水)

【応募・問い合わせ】

総務課 人事・給与係

〒795-0392

内子町平岡甲168番地

☎0893(44)2111

☎http://www.town.uchiko.ehime.jp/

○第57回水道週間スローガン 「カラカラで蛇口に飛び込む僕の間」



27年度ポスター

6月1～7日は、水道事業について理解を深めてもらうための水道週間です。
内子町では安全でおいしい水を家庭に届けるため、信頼と理解を得られる効率的な事業運営に努めています。

皆さんもこの機会に、水道について考えてみてください。

《漏水をチェックしましょう》

家中の水道蛇口を閉めた状態で水道メーターのパイロットを確認してください。パイロットが回っているときは漏水の可能性があります。すぐに止水栓を閉め、指定給水工事業者に修理を依頼してください。なお、漏水時の下水道使用料には減免措置があります。



パイロット

【問い合わせ】

建設デザイン課 上下水道対策班
☎0893(44)6158

○「気軽に文化講座in内子」のお誘い

27年度も愛媛大学との共催で、全10回の文化講座を開きます。国内外のさまざまな文化を通して、自分たちの地域を見つめ直してみませんか。

●日時 6月18日(木)
午後7時～

●場所 内子自治センター
●テーマ 「伝統芸能と20世紀ヨーロッパ演劇理論が会ったら」

●講師 中筋 朋教授

●対象 高校生以上

●受講料 年会費3000円

※1講座のみの場合は500円

●主催 愛媛大学法文学部人文学科、内子町教育委員会 他

【問い合わせ】

内子町教育委員会
自治・学習課(内子分庁内)
☎0893(44)2114

○戦没者などの遺族の皆さんへ 「第10回特別弔慰金」について

27年3月に特別弔慰金の法改正が成立し、第10回特別弔慰金が支給されます。

- 支給対象者 基準日(27年4月1日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人(戦没者の妻や父母など)がいない場合に、次の順番による先順位の遺族1人に支給。
- ①27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
- ②戦没者などの子

○教科書展示会のご案内

保護者や町民の皆さんに広く教科書を公開し、関心を持ってもらうことを目的に、28年度に小・中学校で使用する教科書の展示会を開きます。ぜひご覧ください。

- 展示期間 6月19日(金)～7月5日(日)
- 展示時間 午前9時30分～午後6時



展示される教科書の一部

●場所

内子町図書情報館

【問い合わせ】

内子町教育委員会
学校教育課(内子分庁内)
☎0893(44)2124

保健福祉課 援護係
☎0893(44)6154

【問い合わせ】

内子分庁／小田支所

●支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

●請求期限 平成30年4月2日

●請求窓口 保健福祉課(本庁)

③戦没者などの父母→孫→祖父母
↓兄弟姉妹
※要件により順番が変わります。

④戦没者などの死亡時まで、引き続き1年以上の生計関係を有した人で、①～③以外の3親等内の親族

○国民健康保険税が見直されます

国民健康保険税は、被保険者の皆さんが病院にかかったときの医療費に充てられる大切な財源です。27年度から国民健康保険税の軽減対象所得と課税限度額が見直されるので、お知らせします。

《内容》

- ①世帯の合計所得が一定基準以下の場合、所得に応じて均等割と平等割が7割、5割、2割の割合で軽減されます。5割と2割の軽減を見直し、対象となる範囲を拡大します。(下表参照)

(表) 軽減の対象となる所得

軽減割合	26年度	27年度
7割軽減	所得≦基礎控除額(33万円)	変更なし
5割軽減	所得≦基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	所得≦基礎控除額(33万円) + 26万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)
2割軽減	所得≦基礎控除額(33万円) + 45万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	所得≦基礎控除額(33万円) + 47万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

ねんきん Q & A

～国民年金加入編②～

Q：夫は会社員で、私は専業主婦です。私の国民年金保険料は、夫の給料から引かれているのですか。

A：いいえ。会社員や公務員などの第2号被保険者に扶養される配偶者は第3号被保険者といえます。第3号被保険者の保険料は、その配偶者が加入している厚生年金保険または共済組合が負担するため、配偶者本人の給料から直接引かれているわけではありません。

Q：第3号被保険者である期間は、年金を受給するときにはどう扱われますか。

A：保険料納付済期間として扱われます。仮に20歳から60歳まですべて第3号被保険者期間であった場合には、満額の老齢基礎年金が受けられます。

ポイント解説

こんなときは届出を忘れずに――

配偶者(第2号被保険者)が厚生年金などの加入者でなくなった場合や、本人の収入の増加などにより配偶者の扶養から外れた場合には、第1号被保険者になります。種別変更が必要です。役場で手続きをしてください。

婚姻などにより、第3号被保険者になった場合は、配偶者の勤務する会社(事業主)に届け出てください。

【問い合わせ】

○松山西年金事務所
☎089(925)5105
○住民課 国民年金係
☎0893(44)6152

○医療費の助成制度——手続きはお早めに——

内子町では、次の事項に該当する人に医療費の助成を行っています。医療機関で診療を受けた場合、本人負担分（保険診療以外の一部負担金は除く）を町が助成します。

《母子家庭医療費助成》

- 対象 母子家庭の母と児童／準母子家庭の祖母と孫・姉と弟妹／父母のいない児童
- 資格要件 次の①～③全てに該当する家庭

① 所得税非課税で、生活保護を受けていないこと

② 母などが児童を監護し、生計を維持していること

③ 母を被保険者とする同一の健康保険に加入していること

●助成期間

・母：申請日から子どもが20歳に到達した日まで（婚姻した場合は婚姻日まで）

・児童：20歳に達する日まで

※20歳以上でも、就学中の人や重度の心身障がい者は対象となる場合があります。

※受給者証を持っている人は、6月末までに更新が必要です。

●受給の手続き 対象者全員の保険証、印鑑、資格証明がで

きる証明書・書類などを持って申請

《重度心身障害者医療費助成》

●対象 次のいずれかの交付を受けている人

▽身体障害者手帳1または2級

▽療育手帳判定A

▽療育手帳判定B（中度）で身体障害者手帳3～6級

●受給の手続き 保険証、印鑑、障害者手帳や療育手帳を持って申請

※2年ごとに更新が必要です。

《子ども医療費助成》

●対象 町内に住所があり、健康保険に加入している児童

●助成期間

・通院費：出生の日から小学校を卒業する年の3月31日まで

・入院費：出生の日から中学校を卒業する年の3月31日まで

●受給の手続き

保険証と印鑑を持って申請

※中学生の入院費は、支払いを済ませてから、印鑑・振込先の通帳・領収書（内容が正確に分かるもの）を持って請求

【申請・問い合わせ】

保健福祉課

☎0893(44)6154

人権コラム＊幸せへの道

人権問題に関する町民意識調査にご協力ください

内子町では3年に一度、人権問題に関する町民の意識調査を行っています。27年度は次の要領で、調査を実施する予定です。調査結果は今後の人権・同和教育及び啓発活動に役立てます。すべての人の人権が尊重され、差別のない明るく心豊かな町づくりを行うため、ご協力をお願いします。

- 実施主体 内子町教育委員会、内子町人権教育協議会
- 調査対象 町内在住の20歳以上の男女、各600人（合計1,200人）
- 選出方法 住民基本台帳より、年代ごとに男女別に無作為に抽出します。
- 調査方法 対象者へ調査票を送りますので、ご回答の上、同封の返信用封筒で返送してください。

「身元調査お断りステッカー」について

内子町では「身元調査お断り運動」の一環としてステッカーを作成し、町内の全ての世帯に配布しています。

ステッカーが汚れたり剥がれたりしたときは、自治・学習課までご連絡ください。新しいステッカーをお届けします。玄関先などに貼って、運動にご協力ください。



【問い合わせ】

自治・学習課 生涯学習係（内子分庁内）

☎0893(44)2114

募集

RYUOW運動教室
「脱メタボ運動教室」

正しい運動習慣を身に付けて、生活習慣病の予防と改善を目的とする運動教室です。

●日程 7～9月(全12回)

毎週火曜日の午前10時15分～11時45分

●場所 フィットネスクラブ RYUOW

●対象 40～74歳の国民健康保険の加入者で、メタボ予備軍またはメタボ・肥満の人。原則、毎回参加できる人。

●内容 インストラクターによる運動指導。水中での運動やスタジオでの体操など

●料金 6000円
(1回500円×12回)



昨年度の脱メタボ運動教室

●定員 20人

●申込方法 地域医療・健康増進センターに電話でお申し込みください。

●申込期限 6月12日(金)

【申込・問い合わせ】

地域医療・健康増進センター(保健センター)

☎0893(44)6155

狩猟免許取得の際は
助成費をご活用ください

有害鳥獣による農作物の被害軽減を目的に、狩猟免許の取得費用を助成します。

《(初心者)予備講習会》

狩猟免許試験予備講習の受講料を全額を助成します。

●講習日/会場

(1)7月12日(日) / 愛媛県歴史文化博物館(西予市)

(2)7月20日(月) / 新居浜市市民文化センター

(3)7月26日(日) / 愛媛県生活文化センター(松山市)

●時間 午前9時～

●受講料 7500円

●申込期限 6月26日(金)

※会場ごとに、定員になり次第申し込みを締め切ります。

●主催 愛媛県猟友会

《狩猟免許試験》

受験手数料の全額を助成します。

●免許の種類 第一種銃猟、第二種銃猟、わな猟、網猟

●試験日

▽第1回 8月4日(火)

▽第2回 9月6日(日)

※試験の日程・内容などは、お問い合わせください。

●受験手数料 5200円

※すでに他の狩猟免許を所持する人は3900円です。

●主催 愛媛県

※各助成の申請方法はお問い合わせください。

【申込・問い合わせ】

産業振興課 林業振興係
(内子分庁内)

☎0893(44)2123

「うちこ100円商店街」
出店者を募集します

商品や活動のPRの場として最適です。あなたも出店して100円商店街と一緒に盛り上げませんか。

●日時 7月18日(土)

午後6時～9時

●場所 内子本町商店街

●募集内容 個人・グループ・

法人などで、税込売価1000円の商品を中心に、自分で販売できる人。

●出店費 2000円/1店

●申込期限 7月3日(金)

【申込・問い合わせ】

内子まちづくり商店街協同組合
☎0893(44)2066



にぎやかな100円商店街

催し

「駄々打! 打楽器独演会」
内子座公演

●日時 6月7日(日)

●場所 内子座 午後2時開演

●出演 スティーヴ エトウ

●入場料 大人2500円/高校生1000円/中学生以下無料(保護者同伴のみ)

●後援 内子町

●主催・問い合わせ

内子町商工会青年部内子支部
(事務局・永田)

☎090(7140)6972

催し

大洲喜多更生保護女性会
設立50周年記念講演会

どなたでも参加できます。ぜひ、お越しください。

●日時 6月20日(土)

午後1時30分～

●場所 大洲青少年交流の家

●演題 「どんな過去でもやり直しはきく」

●講師 玄 秀盛さん(公益社団法人「日本駆け込み寺」代表)

●入場料 無料

●後援 内子町 他

【主催・問い合わせ】

大洲喜多地区更生保護女性会
(内子支部長・谷野)

☎0893(44)3331

うちこ福祉館の行事案内

《わいわい喫茶》

館の利用者や地域の人が、気軽に参加できる交流の場です。職員の手作りお菓子もありますので、ぜひご来館ください。

●日時 7月6日(月)

午後1時～4時30分

「子どもの人権110番」
全国一斉、強化週間

「子どもの人権110番」の強化週間に合わせ、電話相談窓口を開設します。相談は無料で秘密は厳守します。

●受付日時

▽6月22日(月)～26日(金)

午前8時30分～午後7時

▽6月27日(土)・28日(日)

午前10時～午後5時

●相談内容 いじめ・体罰・児童虐待などに関する相談

●電話番号(フリーダイヤル)

☎0120(007)110

※携帯電話可、IP電話不可

●相談担当者 人権擁護委員、法務局職員

●主催 松山地方法務局・愛媛県人権擁護委員連合会

【問い合わせ】

松山地方法務局人権擁護課

☎089(932)0888

2015年市町振興宝くじ
サマージャンボ
宝くじ

7月8日(水)発売開始
～7月31日(金)まで

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

●参加費 無料

【申込・問い合わせ】

うちこ福祉館

☎0893(44)3410

お知らせ

労働保険年度更新は
7月10日が期限です

労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新が、6月1日から始まりました。

便利な電子申請も利用できます。年度更新申告書第一次受付会の日程など、詳しくは、お問い合わせください。

●電子申請

☐http://www.e-gov.go.jp/

●手続期間 7月10日(金)まで

【問い合わせ】

愛媛労働局労働保険徴収室

☎089(935)5202

6月は土砂災害月間

梅雨や台風などによる土砂災害から自分の身を守るための5つのポイントを紹介します。

①自分の住んでいる場所が土砂

「愛顔」あふれる感動の
エピソード・写真募集

愛と笑顔が結ばれて生まれた「愛顔」あふれる写真とエピソードを募集します。

●応募期限 7月31日(金)

《エピソード部門》

●内容 自身の体験に基づく内容であればジャンルは不問

●応募規定 原稿用紙2枚以内

【応募・問い合わせ】

愛媛県文化・スポーツ振興課

☎089(912)2972

《写真部門》

●募集内容 「愛顔」の写真

●応募規定 JPEGデータで

応募(5MB以下)

【応募・問い合わせ】

河原学園学園本部「愛顔の写真館えひめ」作品募集係

☎089(943)5333

夏休み国内交流プログラム
「青少年交流キャンプ」

キャンプや富士登山などの体験ができるプログラムです。詳しくはお問い合わせください。

【資料請求・問い合わせ】

(公財)国際青少年研究協会

☎03(6417)9721



内子町社会福祉協議会だより vol. 2

【問い合わせ】内子町社会福祉協議会(内子分庁内)

☎0893(44)3820

☐http://www.shakyo.or.jp/hp/1486/

「くらしの相談支援室」始めます

4月から「くらしの相談支援室」という相談窓口を開設しました。「働きたくても働けない」「家計の状況で悩んでいる」など、住まいや仕事のことで困っていませんか。暮らしの困りごとの解決手段を一緒に考えます。気軽にご相談ください。本人以外からの相談も受け付けます。

《相談から支援までの流れ(相談無料・秘密厳守)》

1 まずは「くらしの相談支援室」へ

困りごとや不安を話してください。生活の状況と課題を整理します。

2 支援計画を一緒に作ります

相談者の意志を尊重しながら、具体的な支援内容を考え、困りごとや不安を解決するまでの支援計画を一緒に作ります。

3 困りごとを解決するまでサポート

支援計画に基づいて困りごとを解決していきます。定期的に計画を確認し、計画通りにいかない場合は、再検討します。

4 困りごとの解決、安心な毎日へ

困りごとが解決すると支援は終了ですが、安心な毎日を過ごせているか、一定期間見守ります。

心配ごと相談が予約制になります

毎月第二火曜日に、弁護士による心配ごと相談・法律相談を実施しています。相談を希望する人は、事前に電話で予約してください。

【予約】☎0893(44)3820

お知らせ

- 災害危険箇所を確認する。
- ②避難場所や経路を確認する。
- ③雨が降り出したら、気象情報や土砂災害警戒情報などの防災情報に注意する。
- ④危険と感じたとき、居住地域に土砂災害警戒情報が発表されたときは、早めに避難する。
- ⑤避難所への避難が困難なときは、近くの頑丈な建物の二階以上に緊急避難する。

【問い合わせ】

総務課 危機管理班

☎0893(44)6150

建設デザイン課 公共土木係

☎0893(44)6157

設置していますか
「住宅用火災警報器」



火災警報器の例

住宅火災は就寝時間帯に多く、死者数の7割近くが「逃げ遅れ」です。消防火法では逃げ遅れを防ぐため、すべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置を義務付けています。火災警報器で早期に火災を発見し、大切な

「ひきこもり相談」を行っています

ひきこもり本人(18歳以上)とその家族を対象に、電話や来所での相談を受け付けます。

●日時 月～金曜日(祝日は除く)午前8時30分～午後5時15分

●費用 無料

●申込方法 電話相談(随時) 来所相談(電話予約)

※精神保健に関する相談も受け付けています。

【申込・問い合わせ】

八幡浜保健所 精神保健係

☎0894(22)4111

家族や財産を守りましょう。

《確認しましょう》

◎設置する場所は「寝室」
寝室が2階や3階にある場合は、階段上部の天井に設置が必要です。

◎毎月の「作動テスト」

月に1回は、火災警報器の押しボタンを押すか、ひもを引いて、正常に作動するか確認しましょう。

【問い合わせ】

内子消防署

☎0893(43)0119